

WEB を利用した学童クラブ登録申請の手順

1 メールアドレス（携帯、パソコンどちらでも可）を御用意ください。

メールアドレスは Gmail や yahoo メール等のフリーメールを推奨しております。

キャリアメール（ドコモや au 等のメール）を使用される場合は、@web-sakura.jp からのメールが届くように設定をお願いします。

京都市榎原児童館登録申請専用サイト◇

<http://www.kyo-yancha.ne.jp/registration/about.html>

当館の連絡先

住所 京都市西京区榎原山路 11-10 電話 392-0644



2 URL にアクセスし、「学童クラブ登録申請サイト」に移動します。

注意事項を御確認いただき榎原児童館が所在している西京区をクリックし、榎原児童館のサイトに入ってください。

北区 | 上京区 | 左京区 | 中京区 | 東山区 | 山科区 | 下京区 | 南区 | 右京区 | **西京区** | 伏見区

3 表示された区内の児童館から榎原児童館の登録申請サイトを選択してください

西京	榎原児童館	榎原児童館に登録申請	075-392-0644	榎原山路11-10	京都市社会福祉協議会
西		榎西児童館に登録	075-322		

4 開いた榎原児童館のサイトにメールアドレスを入力します。

確認用にもう一度入力し、送信をクリックします。

なお、入力したメールアドレスに受付の連絡をいたしますので、@web-sakura.jp からのメールが届くように設定をお願いします。

京都市 **榎原** 児童館アカウント登録
Account Registration

メールが受信できるメールアドレスをご入力してください。
送信ボタンをクリックしますと、申請の案内メールを送信しますので内容に従って申請手続きを行ってください。

メールアドレス
登録するメールアドレス

メールアドレス（確認用）
登録するメールアドレス

- 5 登録したメールアドレスに送られてきたログインページのリンクにアクセスして、登録したメールアドレスとパスワードを入力して、ログインして下さい。

- 6 ①利用申請登録のアイコンをクリックし、②次のページで**新規申請**を選択して下さい。

- 7 就労証明書の準備等をクリックしたら表示される

右記フォームから、様式がダウンロード可能です
ダウンロード後は「内容を確認しました」をクリックして下さい。

- 8 利用希望児童の「編集する」をクリックし、児童の情報を編集し保存をしてください。
新しく入会される、きょうだい児がおられる場合は、「+児童を追加する」から編集し、保存してください

9 就労証明書は、お勤め先等で記載を完了させ、下記から提出方法を選んで下さい。(ファイルは、PDF等)

※未就学児、学生は「保育できないことが分かる資料」を選択して下さい。

この場合、在学証明書等の提出は不要です。

10 減免の有無を選択します。減免申請がある場合は、希望する減免の種類をクリックして下さい。選択したら「申請を更新」をクリックして下さい。



申請を更新

減免を申請される場合は、「減免申請書」とその添付文書を児童館までご提出ください。

11 申請するを2回クリックする事で、児童館へ送信され、受付が始まります。もし、データに不備がある場合、申請するのボタンがクリックできません。



12 申請が受理される事で、【利用申請受付のご案内】のメールが届きます。

URLをクリックしたら申請した内容を御確認いただけます。

※メールが届かない場合は、館に御一報下さい。このメールが届かない場合は、利用申請の受理を完了しておりませんので、ご注意下さい。

- 13 一旦、児童館で内容を確認させていただき、内容に不備が確認された場合は【利用申請修正のご案内】が届きます。URLをクリックいただいたら、修正用のフォームに進みます。修正頂きたい箇所には色がついていますので修正・確認をお願いします。

〇〇学童クラブ個人情報修正のご案内

この度は〇〇学童クラブのお申込みありがとうございます。

申込み頂きました内容に修正がございましたので修正をお願いいたします。

<https://gakudo.cloud-sakura.net/apply/child?54589>



申請者情報

住所

氏名

電話番号

利用を希望する児童

氏名

電話番号

- 14 不備等が無く、就労証明書等の資料が確認出来れば【利用内定のご案内】が送信されます。内定通知には今後のスケジュール等も記載予定なので、御確認をお願いします。

〇〇〇〇 様

〇〇児童館学童クラブへの登録申請が承認されましたので、令和5年度学童クラブの利用許可を内定します。

正式な決定通知は、利用料金のお知らせとともに4月以降にお届けしますが、本内定通知をもって、4月1日からの学童クラブ利用が認められたものと御理解ください。

なお、新規利用者を対象に、〇月〇日〇時から〇〇時の予定で入会説明会を実施いたします。当学童クラブの利用のしかた、用意していただくこと等について具体的な説明と御質問を受ける機会になりますので、必ず御参加くださるようお願いいたします。

御質問等は本メールへの返信、または下記電話番号までお願いいたします。

〇〇児童館学童クラブ
〒XXXX = XXXX
京都府京都市北区大宮西野〇〇〇〇 TEL 075-999-9999